多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和3年7月20日 東かがわ市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域等			
1号	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との重複	実施期間	実施主体
	0			引田	無	R02年度~R06年度	迯田集落
	0			引田	無	R02年度~R06年度	安戸集落
	0			小海	無	R02年度~R06年度	松崎集落
	0			東山	無	R02年度~R06年度	狩居川集落
	0			入野山	無	R02年度~R06年度	端上集落
	0			五名	無	R02年度~R06年度	下日下集落
	0			五名	無	R02年度~R06年度	鈴竹集落
	0			五名	無	R02年度~R06年度	大楢集落
	0			小磯	無	R02年度~R06年度	小磯集落
	0			小砂	無	R02年度~R06年度	小砂集落
	0			三殿	無	R02年度~R06年度	三殿集落
	0			中山	無	R02年度~R06年度	中山集落